

## 報告第2号

### 専決処分の報告について

車両事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年11月26日提出

富津市長 高橋 恭 市

### 報告理由

車両事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。

専決第7号

専決処分書

車両事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をする。

- 1 事故発生日時 令和6年7月31日 午前7時9分頃
- 2 事故発生場所 富津市内
- 3 和解の相手方 富津市海良121番地1  
富津警察署長
- 4 事故の概要 火災出動した際、上記日時場所において、右カーブを走行していたところ、電信柱に設置されている道路標識に消防車の左側面が接触した。
- 5 損害賠償額及び和解の内容 市は相手方に対し、134,200円を支払う。  
市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。

令和6年11月5日

富津市長 高橋 恭市